

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

第1条（総則）

この仕様書は、「自家用電気工作物保安管理業務」の委託契約書に係る仕様書である。

第2条（目的）

本仕様書は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項に基づく同法施行規則第52条第2項の規定により、千早赤阪村（以下「甲」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託するにあたり、委託契約書を補うと共に、請負人（以下「乙」という。）が実施すべき事項に関する仕様を定めることを目的とする

第3条（委託期間）

甲が乙に業務を委託する期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日とする。

第4条（用語の定義）

この仕様書において使用する用語は、委託契約書、電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第5条（契約に係る要件）

- 1 乙は、施行規則第52条の2の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に規定する要件を満たしていることとし、この契約により委託する事業場（以下「委託事業場」という。）について外部委託承認を得られる要件を満たしていること。
- 2 乙は、前項の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに甲に報告すること。

第6条（委託事業場の概要）

委託事業場の概要は、別紙のとおりとする。

第7条（委託する事項）

甲の保安規程に基づき、甲が乙に委託する保安管理業務は、次の各号の業務とする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験の実施に関すること。
- (2) 電気事故報告等も含み、電気工作物の工事、維持及び運用に関する関係官公署並びに電気事業者等への提出書類（図面含む。）について、その作成、手続きの助言及び届出の代行を行うこと。
- (3) 電気事業法その他関係法に定める官庁検査の立ち会いに関すること。

- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣等への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (7) 電気工作物の維持及び運用に必要な資料を作成すること。
- (8) 電気工作物の維持及び運用の保安についての助言及び指導に関すること。
- (9) 必要に応じて過去に実施した当施設電気工作物の保守管理または点検整備報告書を精査し、その現状や情報を把握すること。

第8条（点検方法および頻度）

電気工作物の維持及び運用が適正に行われるように、定期的点検（月次点検、年次点検、臨時点検）、測定及び試験を実施する。

第9条（絶縁監視装置）

- 1 乙は、保安管理業務の実施に伴い、絶縁監視装置を設置すること。ただし大幅な設備変更を必要とする場合は、甲乙協議の上、設置しないことができる。
- 2 絶縁監視装置から警報が出た場合は、連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ、速やかに当該電気工作物の点検を行うこと。
- 3 絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験鉤による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。また、常に正常に稼働するように乙の責任の下でメンテナンスを行うこと。
- 4 乙は、この契約が消失したときは絶縁監視装置を撤去すること。
- 5 甲は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯配線等既設設備の利用について便宜を供する。
- 6 絶縁監視装置の仕様及び設置は、甲乙協議の上、決定すること。
- 7 絶縁監視を行うことにより、前条の月次点検を隔月で行えるものとする。

第10条（費用負担）

次の各号については、乙の負担とする。

- (1) 点検、測定及び試験に伴う一切の費用
- (2) 機械器具、保護具等に要する費用（設置、撤去含む）
- (3) 業務に必要な消耗部品、材料及び油脂等の費用
- (4) 官公署及び電気事業者に対する諸手続きに係る書類作成及び届出等の手続きに要する費用

- (5) 点検報告書等、甲への報告に要する費用
- (6) 応急処置の費用
- (7) 絶縁監視装置の費用
- (8) 絶縁監視装置の設置及び撤去に伴う費用
- (9) 絶縁監視装置の通信に係る一切の費用
- (10) 特許技術等の特殊技術の使用に係る費用
- (11) 乙が甲の施設または第三者に損害を与えた場合、復旧する費用及び補償
- (12) 本委託業務の履行不備によって発生したと認められる不具合についての修復費用
- (13) 本委託業務により発生した廃棄物の処理費用

第 11 条 （連絡責任者等）

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡するための連絡責任者、発電所を設置する場合には運転責任者を選任するものとする。なお、設備容量が、6,000キロボルトアンペア以上となる場合の連絡責任者は、第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるものとする。
- 3 甲は、連絡責任者又は代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

第 12 条 （甲の通知義務）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更が生じた場合
- (2) 事業場の名称及び所在地の変更が生じた場合
- (3) 連絡責任者及びその代務者を選任した時及びこれに変更が生じた場合
- (4) 電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (5) 委託事業場の電気工作物に変更の工事の予定がある場合

第 13 条 （保安業務担当者等）

- 1 乙は、保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）を選任するものとする。
- 2 保安業務担当者は、施行規則に適合するものとする。
- 3 乙が、施行規則第 52 条の 2 第 1 号に掲げる事業者の区分（以下、「個人事業者」という。）に属する場合、保安業務担当者は、病気又は甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、乙の指定する電気事業法に基づく電気主任技術者免状の交付を受けた者（以下、「代行者」という。）をもって、保安管理業務を代行させることができるものとする。

- 4 乙が、施行規則第 52 条の 2 第 2 号に掲げる事業者の区分（以下、「法人」という。）に属する場合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 乙は、保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者について、氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって甲に報告すること。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。
- 6 保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- 7 甲は、乙と委託契約を締結するにあたり、乙の保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。
- 8 保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者及び補助者は点検等を行う際、甲に身分証明書を提示すること。

第 14 条（業務管理）

- 1 保安業務担当者は、業務の技術上の管理をつかさどるほか、業務の実施中は契約の履行に関し業務現場において、その運営及び取締りを行う。
- 2 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、保安業務担当者が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が設けられた場合は、これに協力する。
- 3 乙は、業務現場において業務に関し、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
- 4 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について、関係法令に従い適切に処置するとともに特に次の各号を守らなければならない。
 - (1) 第三者に災害をもたらしてはならない。
 - (2) 公害の防止に努める。
 - (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害の発生するおそれのある場合の処置については、甲と協議する。
- 5 乙は、業務の実施に伴い、機器等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 6 乙は、業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付けを行う。

第 15 条（連絡方法等）

- 1 乙は、甲からの連絡のため、保安業務担当者が勤務する事務所に電話を所有し、かつ、保安業務担当者が不在の場合において、居所に確実に連絡できる連絡体制を定めること。
- 2 乙は、業務に先立ち、甲に対し、前項の事務所の所在地、電話の番号及び連絡体制をあらかじめ書面で提出すること。

第 16 条 （日程）

- 1 乙が定期的に行う点検の日程については、連絡責任者と協議の上、決定すること。
- 2 甲及び乙は、前項により決定した後、日程等に変更が生じた場合は速やかに通知すること。

第 17 条 （停電作業）

点検、測定及び試験等のために、電路を停電させる必要がある場合は、停電の範囲などを甲に連絡し、指示を受けること。

第 18 条 （報告）

- 1 乙は、保安業務担当者等が行う点検等の終了時に点検報告書を、甲に提出すること。
- 2 点検報告書の様式は、電気事業法に基づき甲が定めた保安規程の様式以外は、原則として乙の様式とするが、甲にあらかじめ見本等を提出し、承諾を受けるものとする。
- 3 乙は、点検等の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは図面、写真等を点検報告書に添付するとともに、連絡責任者にその状況をわかりやすく説明すること。
- 4 乙が、甲に提出する報告書等の部数は、原則として 1 部とする。ただし、甲の求めがあった場合はこの限りではない。
- 5 乙は、1 ヶ月毎に甲が指定する施設管理者ごとに業務完了届を提出すること。

第 19 条 （記録の保存）

- 1 乙は定期的に行う点検の結果を記録し、5 年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が 3 年を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。
- 2 甲は、乙に記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第 20 条 （緊急時の措置）

電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、保安業務担当者が実施すべき事項は、次の各号による。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがあることを知った時から、1 時間以内に当該事業場に到着すること。
- (2) 甲乙協議により、あらかじめ定めた関係各所に必要な連絡を行うこと。
- (3) 応急処置を実施すること。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったもの（発電所、最大電力 500 キロワット以上の需要設備は、第一種電気工事士又は認定電気工事従事者に限る。）に処置を行わせるものとする。又、再発防止についてとるべき措置を指導し助言を行うこと。

第 21 条 （機械器具等）

- 1 乙は、施行規則第 52 条の 2 第 1 号ハ及び第二号ロに規定されている機械器具を所有し、定期の校正試験、誤差確認試験等により適正に保つこと。なお、委託事業場が、太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場のみの場合、騒音計、振動計、回転計を所有することを要しない。また、乙が、必要な場合に使用し得る措置を講じている場合には、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を所有することを要しない。
- 2 乙は、絶縁用保護具等を所有すること。また、それらを、労働安全衛生規則に基づく定期自主検査及び使用前点検により適正に保つこと。
- 3 乙は、第 1 項により実施した試験記録を 1 年間、第 2 項により実施した検査記録及び点検記録を 3 年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が本仕様書で規定する保存年数を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。
- 4 甲は、乙に前項の記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第 22 条 （協力義務）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- 2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について、乙の意見を尊重するものとする。
- 3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第 23 条 （関連業務の調整）

- 1 甲は、乙の業務及び甲の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。
- 2 前項の規定により甲は必要と認める場合、乙に立会い等を求めることができる。

第 24 条 （業務の引継ぎ）

乙は、業務の完了に伴い、甲が保安管理業務を他の第三者と締結した場合は、甲の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎを行うこと。

第 25 条 （契約の解除）

- 1 甲は、委託事業場のすべてが次の各号のいずれかに該当した場合、契約を解除することができる。
 - (1) 委託事業場の電気工作物が廃止された場合
 - (2) 委託事業場の電気工作物が一般用電気工作物となった場合

- (3) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (4) 発電所の出力が1,000キロワットを超えた場合
- (5) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時物品購入契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が（2）から（6）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 乙が、（2）から（6）までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第26条（契約の変更）

委託事業場の一以上が次の各号のいずれかに該当した場合又は委託事業場の一以上全数未達が第25条第1項の各号に該当した場合、契約を変更することができるものとする。

- (1) 設備容量及び設備基数を変更した場合
- (2) 受電電圧を変更した場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧を変更した場合
- (6) 保安規程を変更した場合

第27条（支払条件）

請求については、甲が指定する施設管理者ごとに請求する。 また、支払いについては、1

ヶ月毎に業務完了後、適正な請求に基づき、契約金額を支払う。

第 28 条 （損害賠償）

- 1 甲は、次の各号のいずれかの規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。
 - (1) 第 5 条第 1 項の要件を満たさなかったとき。
 - (2) 第 5 条第 1 項の要件を満たさないこととなったとき。
 - (3) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
 - (4) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
 - (5) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
 - (6) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。
 - (7) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。
- 2 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。
- 3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。
- 4 甲は、第 1 項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了しないまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。
- 5 第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 6 甲は、次のいずれかの規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - (1) 第 25 条第 1 項により契約を解除したとき。
 - (2) 第 26 条により契約を変更したとき。
 - (3) 第 4 項により契約を解除したとき。

第 29 条 （受電設備保証保険）

乙は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受変電設備保証保険制度に乙の負担において加入するものとする。

第 30 条 （大規模災害時の体制）

乙は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

第 31 条 （他業務との調整）

- (1) 乙の業務が甲の他の業務等と競合する場合は、作業範囲や工程等について十分に調整を行うこと。
- (2) 乙の業務と甲の他の業務が密接に関連する場合において、甲は必要に応じて調整を行うものとする。この場合において乙は、その調整に従い協力しなければならない。
- (3) 前項の規定により甲は必要と認める場合、乙に立会い等を求めることができる。

第 32 条 （その他）

- (1) 乙は、点検等により立ち入る場所については、あらかじめ甲と協議しておくこと。
- (2) 本委託契約期間終了までに新たな法令通達等が出され、業務内容を変更する必要がある場合は別途協議するものとする。
- (3) 乙は、業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。
- (4) 業務履行にあたって、電路を停電させる必要がある場合または当施設の一部を停止する必要がある場合は、乙は最小の停電範囲と最短の停止時間で業務を履行できるよう計画し、指示または承諾を得ること。
- (5) 作業時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、作業内容、作業工程の都合等により、この時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ本村監督職員の承諾を受けること。
- (6) 乙は、点検実施業者名が判断出来る服装にて作業を行うこと。
- (7) 乙は、保護具着用が義務づけられている区画に入る場合は、適正な保護具の着用を行うこと。
- (8) 甲は、乙に対し、機具工具類は原則として貸与しない。
- (9) 乙は、委託事業場のコンセント電源を利用する場合は、漏電保護機能付の安全装置を取り付けること。
- (10) 乙は、当施設内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止・保護具着用等の指定場所における指示事項等を厳守すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上、決定すること。

(別紙)委託事業場一覧

施設名	住所	受電電圧	受電電力	受電設備容量	絶縁監視装置の有無
千早赤阪村役場	南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地	6, 600V	165kW	250kVA 自家発電機 90kVA	有
千早赤阪村立 保健センター	南河内郡千早赤阪村大字水分 195 番地の 1	6, 600V	54kW	400kVA	有
千早赤阪村立 赤阪小学校	南河内郡千早赤阪村大字水分 56 番地	6, 600V	53kW	200kVA	有
千早赤阪村立 千早小吹台小学校	南河内郡千早赤阪村大字小吹 68 番地の 780	6, 600V	67kW	150kVA	有
千早赤阪村立 中学校	南河内郡千早赤阪村大字東阪 25 番地	6, 600V	59kW	225kVA	有
千早赤阪村 B&G 海洋センター	南河内郡千早赤阪村大字東阪 255 番地の 1	6, 600V	18kW	80kVA	有
千早赤阪村立 学校給食センター	南河内郡千早赤阪村大字桐山 258 番地	6, 600V	49kW	105kVA	有
くすのきホール	南河内郡千早赤阪村大字水分 263 番地	6, 600V	188kW	670kVA 予備発電 40kVA	有